

運営規程及び重要事項(抜粋) 通所介護事業所 定員25名  
介護保険・日常生活支援総合事業・障害者総合支援法(基準該当)

介護保険法指定事業所番号 0871100103  
障害者総合支援法指定事業所番号 0841100019  
管理者 小川内秀樹  
通所介護主任 坂入越生

《運営方針》

キリスト教精神に基づき、下記の事項を基本方針にケアサービスを提供いたします。

1. 「仕える」日々の祈りを大切に、喜んで利用者仕える。
2. 「利用者中心」利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する。
3. 「尊厳」利用者の自立を尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
4. 「連携」利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
5. 「専門性」誰もが安心して生活ができるように、専門性を持って地域社会に貢献する。

《サービス種類と地域》

名称	筑波キングス・ガーデン 通所介護事業所
所在地	茨城県常総市大生郷町1818番地2
介護保険法	通所介護・介護予防通所介護相当サービス・通所型サービス(独自)
障害者総合支援法	基準該当 生活介護
サービス提供の対象地域	常総市、坂東市にお住まいの方

※上記地域以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

《サービス内容》

日常生活上援助(排せつ・移動・養護)、入浴、食事、健康チェック、機能訓練、送迎、相談。

その他(季節行事活動、レクリエーション、趣味活動、誕生会など)

昼食 12:00~13:00 (その他、おやつ)	※普通食、刻み食個別等対応の食事を提供いたします。
--------------------------	---------------------------

《職種・員数》

管理者	1名	介護職員	3名以上
生活相談員	1名以上	機能訓練指導員	1名以上
看護職員	1名以上		

《営業日及び営業時間》

毎週月曜日から土曜日。午前9時から午後4時30分。

《通所介護の利用方法》

お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。居宅サービス計画作成を依頼している場合は、担当の介護支援専門員や相談支援員にご相談ください。

《サービス提供記録の記載》

通所介護を提供した際に、その提供日及び内容について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬額、その他必要な記録を所定の書面に記載します。

《緊急時等における対応方法》

通所介護提供中、病状の急変、緊急事態の際、速やかに主治医に連絡等の措置、管理者報告。

《身体拘束等の禁止》

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

《虐待の防止》

虐待の疑いがある場合や虐待が起きそうな兆候を発見した時には、行政担当者とともに連携をしながら、早期発見と早期の適切な対応を行います。

《職場におけるハラスメントの防止》

職場にて性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので、職員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

《秘密保持/個人情報保護》

筑波キングス・ガーデン個人情報保護基本方針にて、個人の権利、利益を保護する事に努める。

《ご利用にあたっての留意事項》

飲酒・喫煙はお断りさせていただきます。

金銭・貴重品及び所持品の持ち込みは最低限にお願いいたします。

食べ物の持ちこみと、持ち帰りはご遠慮願います。

【1】介護保険法 基本報酬(単位)	介護保険適用時の自己負担分(単位)	以下、各表記は、1割負担分です。
要支援1	1,798	(1か月あたり)
要支援2	3,621	(1か月あたり)
要介護1	658	
要介護2	777	
要介護3	900	
要介護4	1,023	
要介護5	1,148	

【2】加算 介護保険対象項目	介護保険適用時の自己負担分(単位)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	22・18・6	
入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)	40・55	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	(1か月あたり)
科学的介護推進体制加算	40	(1か月あたり)
中重度者ケア体制加算	45	
若年性認知症利用者受入加算	60	

【2】加算 日常総合支援事業 保険対象項目	介護保険適用時の自己負担分(単位) 要支援1/要支援2	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 / 176	(1か月あたり)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72 / 144	(1か月あたり)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24 / 48	(1か月あたり)
若年性認知症利用者受入加算	240	
科学的介護推進体制加算	40	(1か月あたり)

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 【1】と、【2】その他個別の加算を足した総単位数に、所定加算率9%を乗じた単位数となり、端数は小数点以下四捨五入となります。

【1】及び【2】加算の総単位数、及び介護職員等処遇改善加算それぞれに1単位10.14円を乗じた金額が利用者負担金額となり、その他別途実費負担がかかります。端数は小数点以下切捨てとなります。

障害者総合支援法 生活介護	保険適用時自己負担分(単位)
基準該当生活介護サービス	697
生活介護食事提供体制加算	30
地域区分単価 (7級地) 1単位 10.18円	
食材費 食事提供体制加算該当者	385円
送迎費用実費 1キロメートルにつき	40円

その他の費用 昼食費(おやつ含) ¥615(通所介護・総合事業) トロミ剤費(一日分) ¥30他。 園外行事参加費は、別途料金がかかります。希望により、アロマフットケアを行った場合、材料費(¥200)。緊急移送時ガソリン代 1km/40円

キャンセル料金	金額
ご利用当日の午前8時30分までに連絡を頂いたとき	無 料
ご連絡がご利用当日午前8時30分を過ぎてしまったとき	利用料自己負担額+食材料費

《非常災害対策》 通所介護提供中、天災その他の災害発生の場合、ご利用者の避難等適切な措置を講じる。  
 《嘱託・協力病院》 水海道さくら病院  
 《苦情受付担当者》 坂入越生(生活相談員) 0297-24-5139  
 《その他事業》

第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム(ケアハウス)、特別養護老人ホーム、常総広域障害者支援施設「ふれあいの杜」  
 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人居宅介護等事業、守谷市障がい者福祉センター、一般相談支援事業、計画相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者共同生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業

公益事業 居宅介護支援事業、生きがい支援サービス事業、生きがい支援サポート事業、介護職員初任者研修事業、一般乗用旅客自動車運送事業、地域生活支援事業、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業